

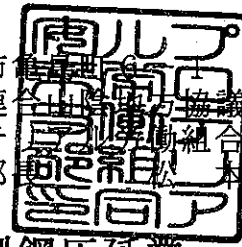
令和7年度における「特定最低賃金」改正の 申出について（写）

- ・ 島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金
- ・ 島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金
- ・ 島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 島根県自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 島根県百貨店，総合スーパー最低賃金
- ・ 島根県自動車（新車）小売業最低賃金

島根労働局長
岩見 浩史 様



安来市亀島町6-1
電機連合山陰地方協議会プロテリアル労働組合安来支部



令和7年度における「島根県製鋼・製鋼圧延業、 鉄素型材製造業最低賃金」改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和7年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 安来市亀島町6-1
団体名 電機連合山陰地方協議会プロテリアル労働組合安来支部
代表者 支部長 松本 均

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素型材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
 - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
 - ニ 手作業による運搬の業務

4. 申出の理由

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. その他

記3の申出の適用を受ける労働者のうち、適用が除外される(3)において「ロ 選別、検数、結束又は包装の業務」及び、「ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」については、これらの業務を専属で行う労働者がほとんどいないものと把握していることから、今後これを削除すること。

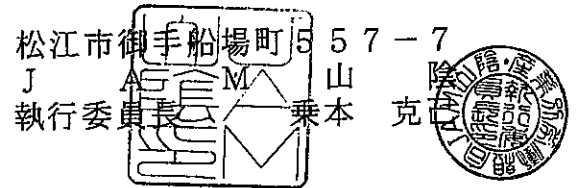
6. 申出の時期

令和7年7月末日迄



令和7年3月4日

島根労働局長
岩見 浩史 様



令和7年度における「島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」改正の申出について

「島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和7年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市御手船場町 557-7
団体名 J A M 山陰
代表者 執行委員長 乗本 克己

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
 - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
 - ニ 手作業による運搬の業務



4. 申出の理由

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金は、平成元年度にその決定の必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. その他

記3の申出の適用を受ける労働者のうち、適用が除外される(3)において「ロ 選別、検数、結束又は包装の業務」及び、「ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」については、これらの業務を専属で行う労働者がほとんどいないものと把握していることから、今後これを削除すること。

6. 申出の時期

令和7年7月末日迄

令和7年3月4日

島根労働局長
岩見 浩史 様



松江市乃木福富町369
電機連合山陰地協
島根地域協議会
議長 松本 均



令和7年度における「島根県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」改正の申出につい
て

昭和63年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和7年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申 出 者

所 在 地 松江市乃木福富町369
団 体 名 電機連合山陰地協島根地域協議会
代 表 者 議 長 松本 均

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。



但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
 - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
 - ニ 手作業による運搬の業務
 - ホ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務

4. 申出の理由

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、昭和63年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. その他

記3の申出の適用を受ける労働者のうち、適用が除外される(3)において「ロ 選別、検数、結束又は包装の業務」及び、「ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」については、これらの業務を専属で行う労働者がほとんどいないものと把握していることから、今後これを削除すること。

6. 申出の時期

令和7年7月末日迄

令和7年3月4日

島根労働局長
岩見 浩史 様



出雲市西郷町字小池718
自動車総連島根地方協議
議長 園山 智久



令和7年度における「島根県自動車・同附属品製造業最低賃金」 改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県自動車・同附属品製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和7年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申 出 者

所在地 出雲市西郷町字小池718
団体名 自動車総連島根地方協議会
代表者 議長 園山 智久

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
 - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
 - ニ 手作業による運搬の業務

4. 申出の理由

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. その他



記３の申出の適用を受ける労働者のうち、適用が除外される（３）において「ロ 選別、検数、結束又は包装の業務」及び、「ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」については、これらの業務を専属で行う労働者がほとんどいないものと把握していることから、今後これを削除すること。

6. 申出の時期

令和７年７月末日迄

島根労働局長
岩見 浩史 様



松江市御手船場町 5 5 7 - 7
U A ゼンセン 島根県支部
支部長 石川 昌平



令和7年度における「島根県百貨店、総合スーパーマーケット
最低賃金」改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和7年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申 出 者

所 在 地 松江市御手船場町 5 5 7 - 7
団 体 名 U A ゼンセン 島根県支部
代 表 者 支部長 石川 昌平

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申出の理由

島根県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが必要であること。

② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和7年7月末日迄



令和7年3月4日

島根労働局長
岩見 浩史 様



松江市西津田3丁目2-7
自動車総連島根地方協議会
販売部門連絡会
委員長 米原 大 貴



令和7年度における「島根県自動車（新車）小売業最低賃金」 改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県自動車（新車）小売業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和7年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申 出 者

所 在 地 松江市西津田3丁目2-7
団 体 名 自動車総連島根地方協議会販売部門連絡会
代 表 者 委員長 後藤 真一

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申出の理由

島根県自動車（新車）小売業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和7年7月末日迄

